

中小企業相談所のご案内

根室商工会議所では、中小企業相談所を設置し、一定の資格をもつ経営指導員を置いて小規模企業の方々の経営改善のお役に立つよう親身のご相談を承っております。

秘密厳守で、相談は**一切無料**です。どうぞお気軽にご利用下さい。(TEL 24-2062)

従業員が安心して働ける職場を!!

労働保険の成立手続きはお済みですか?

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称です。常勤、パート、アルバイト、派遣等の名称や雇用形態にかかわらず労働者を1人でも雇っている事業所は加入義務があり、その事業主は成立手続きを行い、労働保険料を納付することが義務づけられております。

◆**雇用保険とは** 労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、生活及び雇用の安定を図り、再就職を促進する保険です。

◆**労災保険とは** 労働者が業務上の事由又は通勤によって事故にあった場合に、被災された労働者や遺族の方の生活を保護し、併せて社会復帰を促進する保険です。

加入手続きを怠っていた場合は



被災労働者



事業主



労働保険未手続

労働災害等が発生した場合

- さかのぼって労働保険料を徴収
- 労災給付に要した費用の一部又は全部を費用徴収

行政官庁

労働保険事務組合制度

根室商工会議所は事務代行しております!!

- ① 概算保険料、確定保険料などの申告や納付に関する事務
- ② 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- ③ 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④ 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- ⑤ その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務



事務処理を委託すると次のような利点があります。

- ① 労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省けます。
- ② 労働保険料の額にかかわらず3回に分割納付できます。(委託していない場合は、一定額を超えないと分割納付ができません)
- ③ 労災保険に加入することができない事業主や家族従業員も労災保険に特別加入することができます。

上記に関するお申し込みお問い合わせは…

根室商工会議所
根室中小企業相談所

根室市松ヶ枝町2-7
TEL 24-2062
FAX 24-2090